

次世代育成支援対策推進法に関する 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標 1. 年次休暇取得率向上に取り組む

<対策>

- ◇直近の過去3年間において、年次休暇取得率の少ない職員が属する部署に対し積極的に働きかけ、全員が年間8日以上取得し、一人平均4割以上取得を目指す。
- ◇各会議等で定期的に年次休暇取得率向上について周知、啓蒙する。

目標 2. 子供が産まれる父親の育児休業や出生時育児休業を促進する

<対策>

- ◇子供が産まれる父親の育児休業や出生時育児休業を学院広報等により啓蒙する。
- ◇行政等が開催するセミナー等に管理職の参加を促し、意識改革を図る。

目標 3. 産前産後休業や育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、産休中及び育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- ◇職員が出産育児に関する相談をしやすいよう、可能な限り素早く職員の妊娠等の情報を収集し、当該職員からの希望があれば直接当該職員の職場に赴き、出産育児に関する制度の情報提供を織り交ぜながら、個別ヒアリングすることも可能であることを提案する。

目標 4. 所定外労働時間削減のための継続措置と更なる浸透を図る

<対策>

- ◇仕事と家庭生活のバランスをとるため、毎週金曜日をノー残業デーとし、「時間内に業務を終了させ、定時に帰宅し、体調管理につとめる」という意識を職場に定着させ、多くの職員の参加を目指す。
- ◇ノー残業デーの趣旨について、各会議等で定期的に周知、啓蒙する。